

地域ネットワークニュース

電話0299(93)0294

e-mail mail@kamisushakyo.com

http://www.kamisushakyo.com

第127回勉強会

「ひきこもり」とはどんな状態？

ひきこもり状態になる要因には大きく2つに分けられるといわれています。一つは精神疾患によるひきこもりと、もう一つは社会的ひきこもりと呼ばれる精神疾患が第一の要因ではないひきこもりがあります。

これらのひきこもりの状態は本人や家族での判断はとても難しく、専門的な見解が必要になります。また、その後の対応についてもそれぞれで異なってくるため、早い段階で専門機関に相談すること、ひきこもりを正しく理解することがひきこもり状態の深刻化、長期化を防ぎます。

しかし、ひきこもり状態にある人を抱えた家族の多くは、自分の責任だと感じてしまうことや世間の目が気になることなどから、周囲の人や専門家に事態をうち明けることができず、家族自身が社会生活から孤立し、心理的にも行動的にもひきこもった状態になりがちです。

ひきこもり支援は家族支援が要であり、身近な支援者と住民がともにひきこもりについて正しく理解し、家族を支えるネットワークが必要となっています。

そこで、今回の勉強会では、NHKより貴重なビデオをお借りし、ひきこもりとはどんな状態なのか、ひきこもりの発生にはどのような背景があるのかなど、基本的な理解を深めたいと思います。ふるってご参加ください。



精神疾患によるひきこもり...統合失調症、うつ病、強迫神経症、パニック障害などの精神疾患により、不安や恐怖感がとても強くなり、人と会うことが困難になったり、症状のために無気力な状態になることで、結果としてひきこもっていること

社会的ひきこもり...「20代後半までに表面化し、6ヶ月以上自宅にひきこもって社会参加（就学・就労等）しない状態が続いており、精神障害が第一の原因とは考えにくいもの」と定義され、ほとんど外出もしないで昼夜逆転した生活を送っていたり、家族をも避けて自室に閉じこもっていたり、コンビニやレンタルビデオ店などには出掛けられるが、他者との関わりをほとんどもっていない状態が続いていること
「社会的ひきこもり」であっても長期化すると精神疾患的な症状が伴うことがあります。

平成20年5月13日(火)午後7時より 神栖市保健・福社会館 2階 研修室

第126回
勉強会報告
参加者25名

成年後見制度の活用とその実際について

神栖市社会福祉協議会 橋田 勝

成年後見制度は年々、申立件数が増加している傾向にあります。その背景にはこの制度の理解が浸透してきたこと、理解力に課題を抱える高齢者や障害者を犯罪や事故から守る必要性が高いことなどがあげられます。たとえ理解力が不十分であったとしても、本人の大切な財産を守っていくことや、本人のこれまでの暮らし方や価値観に配慮して援助することの大切さが、広く認識され始めている結果であると考えられます。

しかし、一方で増え続ける後見申立に対応できる後見候補者の不足が課題となっています。そのため、各市町村で整備が進められている「成年後見制度利用支援事業」は継続的、安定的な第三者後見人の確保にとって重要な制度といえます。また、都市部では市民後見活動や法人後見団体などの設立によって、後見候補者の確保を進めている地域もあること等々、これからの制度の有効活用について貴重な情報が提供されました。

